

## 井の口川水面利用検討会設立趣意書

近年の気候変動により、全国では毎年のように甚大な水災害が発生している。井の口川流域においても、昭和28年の台風13号や昭和40年の台風24号豪雨など、本川および支川で河川水の氾濫による宅地や農地の浸水被害が生じており、現在、県および敦賀市において被害の防止に向けた治水対策を進めているところである。

一方、下流部では船舶による水面利用が行われているほか、河岸に親水空間が設置されるなど、地域の憩いの場としても機能している。

近年は、マリンレジャーの普及に伴いプレジャーボート利用者が増加しており、河口部がこれら船舶の停泊場所としても利用されている。県では平成12年度に敦賀港井の口地区小型船舶係留場を整備し、利用者の利便性向上に取り組んでいるが、河道内には常時50隻以上の不法係留船や800箇所以上の不法工作物が確認されている。

これらの不法係留船や工作物等は河川氾濫時の被害拡大や、河川利用者の安全を阻害する恐れがあるほか、下流部の河川改修事業や様々な地域活動にも支障を及ぼすことから、小型船係留のニーズや地域の実情を踏まえながら不法係留行為の解消を検討していく必要がある。

この状況を踏まえ、本検討会は、井の口川の不法係留対策や恒久的施設のあり方等について、地域の関係者がそれぞれの専門的見地から幅広い意見交換を行う場として設立するものである。